

## 青森県地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱

平成23年 9月26日  
改正 平成25年10月 8日  
改正 平成28年 2月29日  
改正 平成29年 3月13日  
改正 平成29年11月10日  
改正 平成30年11月26日

### (趣旨)

第1 県は、地域住民の生活交通を確保するため、乗合バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を営業者。以下同じ。）が行う、地域公共交通の確保維持に要する経費について、毎年度予算の範囲内において、当該乗合バス事業者に対し、青森県地域間幹線系統確保維持費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2 補助対象事業者は、乗合バス事業者であって、国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計97号、国鉄財第368号、国鉄業102号、国自旅240号、国海内149号、国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）に規定する生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画を含む。）に運送予定者として記載されている者とする。

### (補助対象期間)

第3 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

### (補助対象系統)

第4 補助対象系統は、別表1に定める要件に適合する系統とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定めるところにより算定するものとする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内の額とする。

(申請書等)

第6 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

(2) 第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る。)

3 第1項の申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日とする。

(補助金の額の確定等)

第7 知事は、第6の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第2号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第9 補助金の請求は、補助金請求書(第3号様式)を知事に提出して行うものとする。

(補助金の経理)

第10 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくこと。

2 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。

附 則  
(施行日等)

この要綱は、平成23年9月26日から施行し、平成23年度から適用する。

附 則  
(施行日等)

この要綱は、平成25年10月8日から施行し、平成25年度から適用する。

附 則  
(施行日等)

この要綱は、平成28年2月29日から施行し、平成27年度から適用する。

附 則  
(施行日等)

この要綱は、平成29年3月13日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則  
(施行日等)

この要綱は、平成29年11月10日から施行し、平成29年度から適用する。

附 則  
(施行日等)

この要綱は、平成30年11月26日から施行し、平成30年度から適用する。